四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
五　金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家として取り扱われる旨
六　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨
（情報通信の技術を利用した同意の取得）
第五十七条の三　法第三十四条の二第十二項（法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
イ　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ　金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
2　前項各号に掲げる方法は、金融商品取引業者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
第五十八条第一項第二号中「次条第二項」の下に「及び第六十条」を加え、同条第二項中「同条第二項第一号に規定する承諾日」を「承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第五号及び第六十条において同じ。）」に改める。
第五十九条第一項中「対象契約をいう。次項」の下に「及び第六十条の二」を加え、同条第二項に次の一号を加える。
五　申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨
第六十条を次のように改める。
（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）
第六十条　法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。
一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間
二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日
2　法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
第六十条の次に次の一条を加える。
（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）
第六十条の二　法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
二　対象契約の属する契約の種類
三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
四　金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨
第六十二条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二」を加える。
第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次条第二項」の下に「及び第六十四条の二」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に」を「第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に」に改め、「法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。
第六十四条第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第六十四条の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。
五　申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨
第二章第一節第五款中第六十四条の次に次の二条を加える。
（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）
第六十四条の二　法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。
一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間
二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日
2　法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）
第六十四条の三　法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
二　対象契約の属する契約の種類
三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第四十三条の四第四項の規定による申出をした個人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
四　金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨
第六十二条第一号中「第三十四条の四第四項」を「、第三十四条の四第六項」に改め、「次号」の下に「、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二」を加える。
第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の四第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次条第二項」の下に「及び第六十四条の二」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に」を「第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に」に改め、「法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する」を削る。
第六十四条第一項中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、「次項」の下に「及び第六十四条の三」を加え、同条第二項中「第三十四条の四第六項」に改め、同項に次の一号を加える。
五　申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨
第二章第一節第五款中第六十四条の次に次の二条を加える。
（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）
第六十四条の二　法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。
一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間
二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日
2　法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）
第六十四条の三　法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
二　対象契約の属する契約の種類
三　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第四十三条の四第四項の規定による申出をした個人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
四　金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨
第八十条第一項第一号中「及び第十四号」を「、第十四号及び第十五号」に改め、同項第五号ロ中「第二十七条の三第二項」及び「第二十七条の二第六項」の下に「（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。
5　法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第一項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。